

第 14 回 国分川調節池を育む会

日時：平成 24 年 8 月 25 日（土）

10 時～

場所：曾谷公民館 視聴覚室

次 第

1. あいさつ

2. 全体会

(1) 中池多目的利用ゾーン等実施設計について

(市川市みどり整備課)

(2) 実施設計検討の視点及び留意点について

(千葉県大学大学院園芸学研究科 近江慶光氏)

3. 検討部会

(1) 検討部会による意見集約

4. 全体会

(1) 検討部会からの意見発表

(2) 専門家からの講評

(千葉県大学大学院園芸学研究科 近江慶光氏)

5. その他 (事務連絡)

<資料>

1. 国分川調節池（中池広場）上部活用整備実施設計

2. 運営・管理の方法（参考資料）

事務局（市川市役所 みどり整備課）

TEL：047-332-8774（直通）

FAX：047-332-8749（河川・下水道整備課内）

メール：midoriseibi2@city.ichikawa.chiba.jp

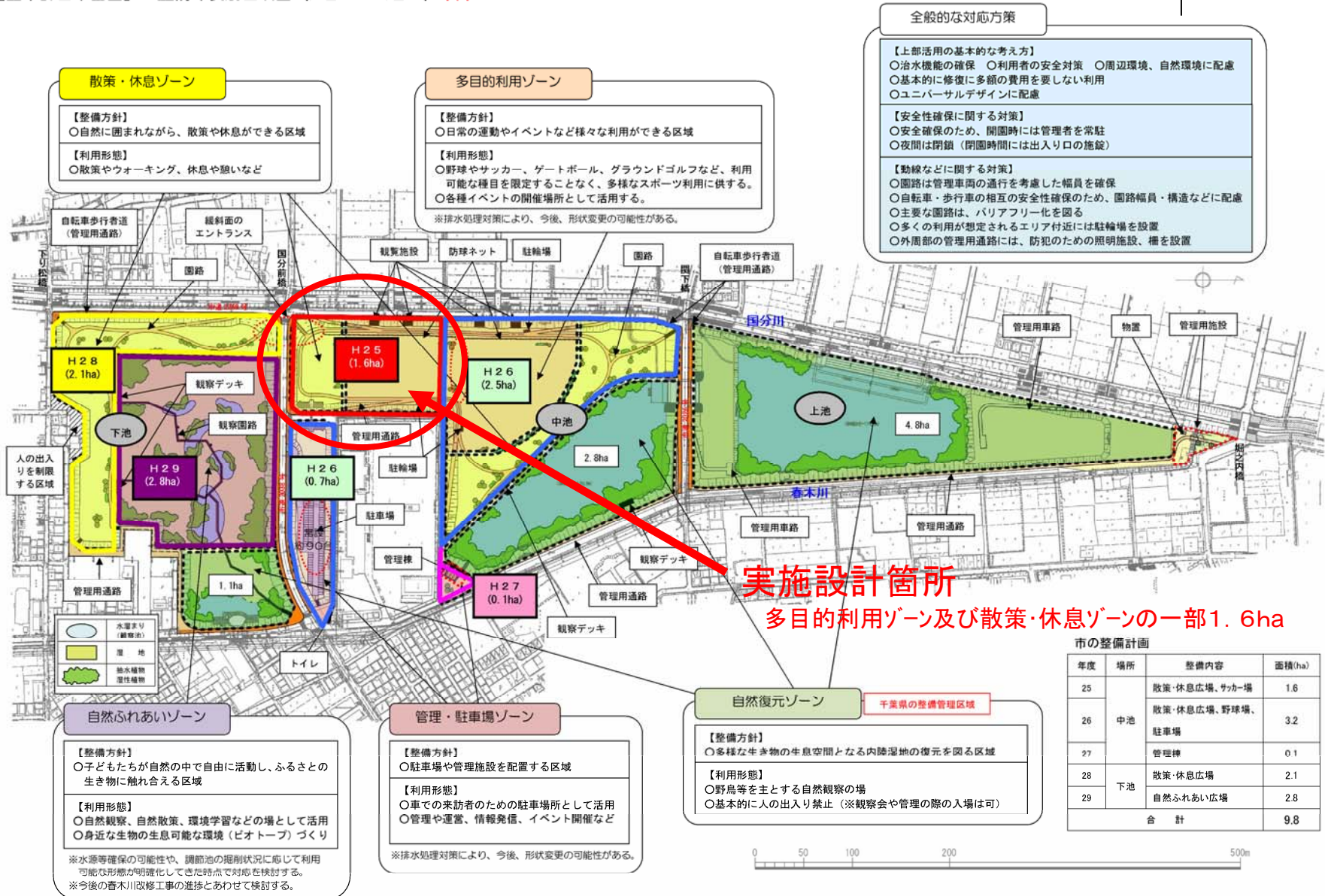
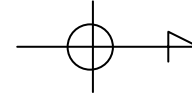
H24/8/25

国分川調節池(中池広場)上部活用 整備実施設計



市川市みどり整備課

【基本計画平面図】 整備年度別区域図 (H25~H29) (案)



全般的な対応方針

【上部活用の基本となる考え方】
 ○治水機能の確保 ○利用者の安全対策 ○周辺環境、自然環境に配慮
 ○基本的に修復に多額の費用を要しない利用
 ○ユニバーサルデザインに配慮

【安全性確保に関する対策】
 ○安全確保のため、閉園時には管理者を常駐
 ○夜間は閉鎖（閉園時には出入口の施錠）

【動線などに関する対策】
 ○園路は管理車両の通行を考慮した幅員を確保
 ○自転車・歩行車の相互の安全性確保のため、園路幅員・構造などに配慮
 ○主要な園路は、バリアフリー化を図る
 ○多くの利用が想定されるエリア付近には駐輪場を設置
 ○外周部の管理用通路には、防犯のための照明施設、柵を設置

実施設計箇所
 多目的利用ゾーン及び散策・休息ゾーンの一部1.6ha

市の整備計画

年度	場所	整備内容	面積(ha)
25	中池	散策・休息広場、サッカー場	1.6
26		散策・休息広場、野球場、駐輪場	3.2
27	下池	管理棟	0.1
28		散策・休息広場	2.1
29		自然ふれあい広場	2.8
合計			9.8

散策・休息ゾーン

【整備方針】
 ○自然に囲まれながら、散策や休息ができる区域

【利用形態】
 ○散策やウォーキング、休息や憩いなど

多目的利用ゾーン

【整備方針】
 ○日常の運動やイベントなど様々な利用ができる区域

【利用形態】
 ○野球やサッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、利用可能な種目を限定することなく、多様なスポーツ利用に供する。
 ○各種イベントの開催場所として活用する。

※排水処理対策により、今後、形状変更の可能性ある。

自然ふれあいゾーン

【整備方針】
 ○子どもたちが自然の中で自由に活動し、ふるさとの生き物に触れ合える区域

【利用形態】
 ○自然観察、自然散策、環境学習などの場として活用
 ○身近な生物の生息可能な環境（ビオトープ）づくり

※水源等確保の可能性や、調節池の掘削状況に応じて利用可能な形態が明確化してきた時点で対応を検討する。
 ※今後の春木川改修工事の進捗とあわせて検討する。

管理・駐車場ゾーン

【整備方針】
 ○駐車場や管理施設を配置する区域

【利用形態】
 ○車での来訪者のための駐車場所として活用
 ○管理や運営、情報発信、イベント開催など

※排水処理対策により、今後、形状変更の可能性ある。

自然復元ゾーン 千葉県の整備管理区域

【整備方針】
 ○多様な生き物の生息空間となる内陸湿地の復元を図る区域

【利用形態】
 ○野鳥等を主とする自然観察の場
 ○基本的に人の出入り禁止（※観察会や管理の際の入場は可）

中池広場整備の流れ

H24・8・25(本日)

計画及び
各施設イメージの説明(市川市)

意見の取りまとめ

H24・8・25で伺った意見を反映し
計画の修正

H24・9下旬

計画の決定
各施設の選定・決定

H24・11下旬
実施設計完成

H25・10月頃

工事着工

H26・3月頃

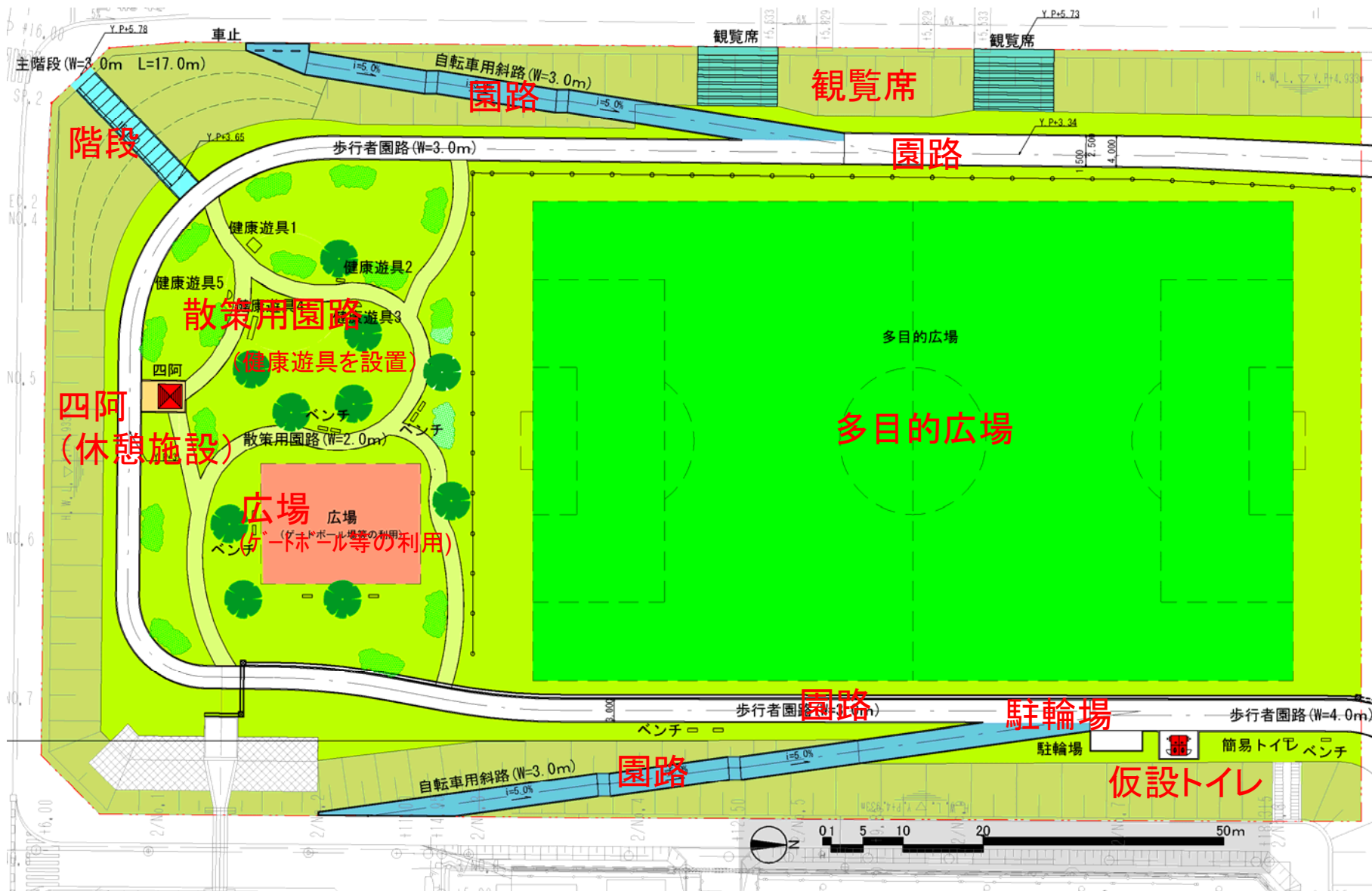
工事完成

芝等の養生

H26・9月頃

開園

平面計画図

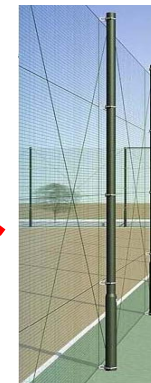


多目的利用ゾーン

階段状の観覧席



防球ネット 高さ 10m程度



芝やクローバー等で緑化

散策・休息ゾーン



散策用園路

園路脇に健康遊具を3~5種類程度設置。
 高齢者の介護予防・市民の健康増進を目的に
 市内公園に増設予定

四阿 (日陰で休息)



広場 (ゲートボール場等として利用)



ベンチ



園路・植栽等

階段

(両側手すり)



園路

(アスファルト舗装)



植栽

(湿地に強い樹種 カツラ・タセコアイ・ハンノキ
アジサイ・ユキヤナギ等)



仮設トイレ

(洪水時は調節池の上部へ移動)

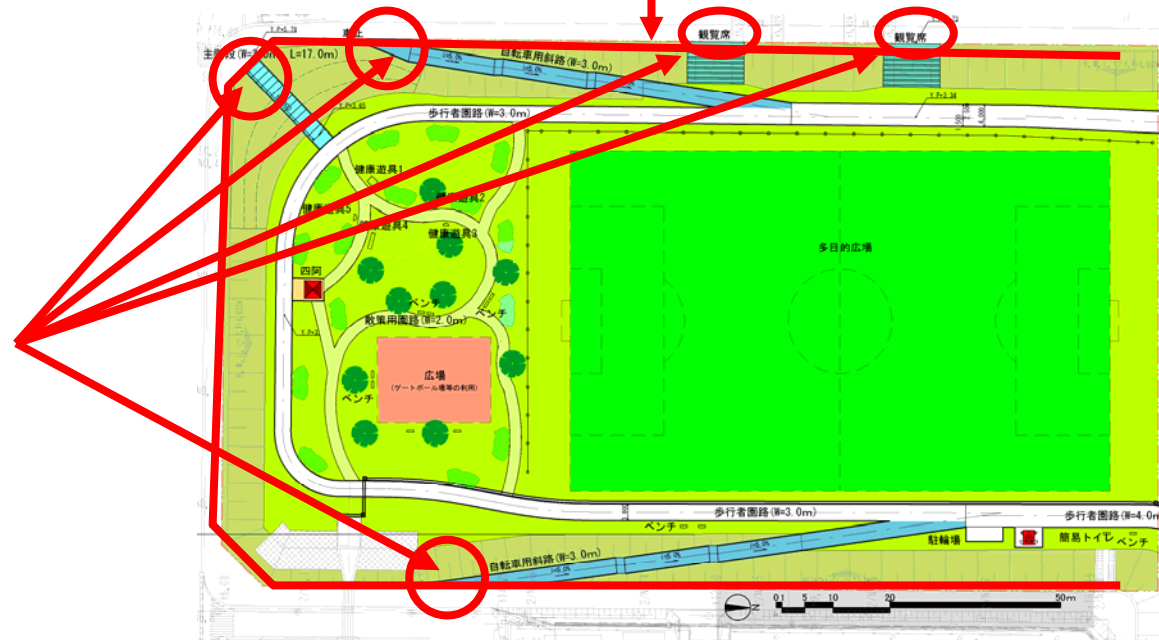


外周・出入口

車止め



転落防止柵





■運営・管理の方法（参考資料）

	運営・活動			維持管理		
	運営・活動項目	運営形態	役割分担	管理項目	管理概要	役割分担
全体的な運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な運営 ○住民活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（市川市）を常駐し、全般的な運営を担う。 ○主体的な管理運営事項はもとより、市民主体の活動の支援等を行う。 ○市民の主体的な活動を支援し、市民と市川市の橋渡し役となる「パークマスター」となる人材を配置する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○出水時の安全管理 ○出水後の復旧 ○施設の維持管理 ○日常的な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水時における避難・誘導（放送・巡回点検）や、門扉等の施錠など、利用者の安全面に関する管理 ・出水後の各種施設（舗装、休憩施設、管理施設等）の復旧、必要に応じた改修など ・園内の常設施設の点検、補修、改修 ・日常的な清掃、巡回、簡易な修繕、監視・保安、夜間施錠等 	
自然復元ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○野鳥等の観察 ○野鳥等の「観察会」の実施 ○モニタリング調査（調査項目：水質、植物、動物） 	<ul style="list-style-type: none"> ○観察会等の企画・運営、観察のためのルールづくりなど市民主体の運営を行う。 ○水質や動植物に関するモニタリング調査を実施するなど、自然環境保全に向けた情報発信を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ○環境管理 ○周辺の清掃 ○日常的な安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草の刈取り、水生植物等の補植、水面の浮遊物の除去、池底さらい等、環境維持のために必要な管理 ・ゾーン周辺の定期的な清掃、草刈りなど（※イベント的に実施など） ・立入禁止区域への人の出入りの抑制、監視 	
自然ふれあいゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○自然観察・散策 ○「自然観察会」の実施 ○環境学習の実施（プログラム作成、情報発信等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○観察会の企画・運営、解説員の育成・派遣、チラシ作成など市民主体の運営を行う。 ○市民と市川市との協働により、観察のためのプログラム作りや小学校などへの情報発信を行う。 ○ピオトープなど学習のための環境づくりおよびその維持は、市民と市川市との協働で実施していく。 		<ul style="list-style-type: none"> ○環境管理 ○周辺の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草の刈取り、水生植物等の補植、ピオトープ等の補修など、環境維持のために必要な管理 ・ゾーン周辺の定期的な清掃、草刈りなど（※イベント的に実施など） 	
多目的利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○各種運動利用 ○イベント会場として利用 ○様々な遊び ○観戦・休憩等 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用予約、用具の貸与など、主要な運営に関しては管理者（市川市）が行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ○使用後の整備・清掃 ○グラウンド整備 ○用具管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体でのグラウンド使用後のグラウンド整備、後片づけ、周囲の清掃（ゴミ拾い）等 ・グラウンド維持のための定期的な草刈り、除草、不陸直し、ネットの張替え等 ・貸与用具の補修、補充、更新など、 	
散策・休憩ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○散策・休憩等 ○ウォーキング 	(※具体的な運営等は要しない)		<ul style="list-style-type: none"> ○草刈り・除草 ○周辺の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・園路周辺等における定期的な草刈り、除草 ・ゾーン内およびその周辺の定期的な清掃 	
管理駐車場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○管理業務 ○展示・研修 ○手洗い等(水場) ○駐車 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（市川市）が主体となり、管理棟および駐車場等の運営を行う。 ○市民活動の必要に応じ、管理棟内の展示・研修スペースなどの貸し出しを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ○草刈り・除草 ○周辺の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン内およびその周辺の定期的な草刈り、除草 ・ゾーン内およびその周辺の定期的な清掃 	

※ 本資料の内容は、今後検討していく運営・管理方法についての検討項目の事例をまとめたものです。詳細な運営・管理方法については、今後育む会の中で検討していきます。